

厚労省は制度を持続可能にするため、負担と給付の見直しを進めています。今年4月からは、所得の高い高齢者の保険料を引き上げ、逆に低所得の高齢者の保険料を下げる仕組みを強化しました。具体的には65歳以上の保険料について、所得に応じて9段階に分かれていた国の標準区分を変更し、13段階に増やしました。実際の保険料は国が示す基準を参考に市区町村が決める。ただ国が基準を見直したことで、多くの自治体も追随し、主要74自治体のうち56自治体が段階を見直しましたが、更なる「負担増」が避けられないとみています。

今後の焦点になるのが ①介護保険の利用料を2割負担する人の対象拡大 ②ケアプラン（介護サービス計画）の有料化といった見直しでした。特に2割負担の対象拡大は強い反発を受け、一昨年末から3度にわたって結論が先送りされてきました。政府は新たな期限として27年度の前までに結論を出すとしています。先行きは見通せない状況にあります。

一橋大学 財政学の佐藤 主光 教授によると「介護保険制度は、介護給付が増えれば自動的に保険料が上がる仕組みで、今回の保険料上昇も給付の増加に連動している。高齢化に伴う要介護者増加が、主な要因だが、2024年度実施の介護報酬改定で、介護職員の処遇改善のために報酬が増額されたことも影響した」とコメントしています。

高齢者の単身化による介護給付の伸びは、大阪市だけの問題ではない。地方では高齢者数が高止まりし減少傾向の状況に入っており、東京などの独居率が高い都市圏では、これから深刻な問題となることが予測されます。高齢者人口がピークを迎える40年頃まで現行制度のままならば、65歳以上だけでなく現役世代（40～64歳）の保険料も高騰し続け、持続可能性が危ぶまれます。また利用料の2割負担の対象者を広げる議論も、今回の改定では先送りされました。その結果が保険料に跳ね返ったともいえます。改正ごとに2号被保険者を40歳以上を30歳まで落とす案等も浮上するが、なかなか実現しません。

国は、より重度の人向けに重点を置くといった介護保険サービスの範囲の見直しや、保険料や利用料などの負担割合の見直しの議論を早く進めなければ、介護保険制度は破綻します。先送りするだけでなく早期に結論をだす必要があります。

※1. 介護保険料

介護保険サービス利用時に利用者は1～3割支払う。残りは40歳以上が支払う保険料と税金で半分ずつ支払われる。介護保険料は65歳以上の第1号被保険者と、40～64歳の第2号被保険者で仕組みが分かれる。費用の半分を保険料で負担するうち、65歳以上の負担は